

被災事業者事業継続支援金

令和4年台風15号により事業所等に被害を受けた、中小事業者の事業の復旧と継続を支援するため、支援金を支給いたします。

支給対象者 下記の全てに該当する方が対象です。

- 中小企業、中小企業が組織する団体、個人事業主、一部非営利法人
※ 1 一部非営利法人とは、常時使用する従業員の数が300人以下で公益を目的とする法人
(例：社会福祉法人、医療法人、NPO法人等)
※ 2 農業者、農業法人、政治団体、宗教団体は対象外。
- 令和4年台風15号に伴う浸水・土砂流入等により、事業用の建物または建物と一体で使用する資産が被害を受け、これに係る被災証明書または罹災証明書の発行を受けていること。(裏面に対象例あり)
- 被害を受けた建物または資産の修繕・更新を行い、その費用が20万円以上であること。
- 市内で事業実態があり、復旧後も事業を継続する意思があること。

支給額

1事業者につき20万円

※支援金の支給は1事業者につき1回に限ります。

申請期間

令和4年12月12日(月)～令和5年3月17日(金)

申請方法

下記のいずれかの方法で申請ください。

① 郵送・持参 必要書類を以下へご提出ください。

〒438-8650 磐田市国府台3-1 磐田市 産業政策課宛て

② 電子申請 以下のURLから入力をお願いいたします。

URL : <https://logoform.jp/form/dWNN/hisaisien>

【電子申請QR】



必要書類

- 支給申請書(様式第1号)
 - 被災証明書または罹災証明書の写し
 - 被災した事業用建物または事業用資産の修繕・更新を行ったことが分かる写真
(修繕・更新前後の写真をそれぞれご提出ください)
 - 修繕・更新に20万円以上の費用を要したことを確認できる書類の写し
(見積書+領収書、見積書+振込明細書 等)
 - 事業実態が確認できる書類の写し(法人:法人事業概況説明書、個人:確定申告書 等)
 - 口座情報が確認できる書類の写し(通帳等)
- 支給申請書等のダウンロードについては磐田市ホームページをご覧ください。

🔍 被災事業者事業継続支援金

検索

問い合わせ

磐田市 産業政策課

〒438-8650 磐田市国府台3-1 磐田市役所 西庁舎1階

TEL : 0538-37-4904 MAIL : sangyo@city.iwata.lg.jp

【支給対象となる設備の例】



事業用建物

- 工場、事業所、事務所、店舗、施設、その他事業で使用する建物
- 台風15号に伴う浸水、土砂流入、大雨等により建物が破損し修繕を行った場合、対象となります。



建物と一体で使用する資産（屋内）

- 工場内で使用する生産設備、工作機械・セキュリティ機器等の電気設備、店舗で使用する什器類等
- 台風15号に伴う浸水や土砂流入、大雨等により設備が破損し修繕や更新を行った場合、対象となります。



建物と一体で使用する資産（屋外）

- 空調の室外機やキュービクル等、事業を行っている建物で効用を発揮する屋外設備
- 台風15号に伴う浸水や土砂流入、大雨等により設備が破損し修繕や更新を行った場合、対象となります。